

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の五」に改める。

第三条及び第十三条第一項第一号中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

第十四条第一項中「「学資金」を「「学資貸与金」に、「学資金（）」を「学資貸与金（）」に、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第二項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第三項中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第四項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第五項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、「その学資金」を「その学資貸与金」に改め、同条第六項中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十五条の前の見出し中「返還」を「学資貸与金の返還」に改め、同条中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十六条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「その学資金」を「その学資貸与金」に改める。

第十七条中「学資金」を「学資貸与金」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）

は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

一 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第二十二条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務

に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出そんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

- 2 学資支給基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。
- 3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができ る。

(区分経理)

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第二十五条第一号中「又は第十七条」を「、第十七条又は第十七条の二第一項」に改める。

第三十条に次の一号を加える。

三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

附則第十四条第三項中「「学資金」を「「学資貸与金」に、「第一種学資金に」を「第一種学資貸与金に」に改め、「又は第十六条」の下に「の規定により第一種学資貸与金」を加え、「、第十六条」を「若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき」に改め、「第二十三条第三項」の下に「の規定により第一種学資金」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(準備行為)

第一条 文部科学大臣は、この法律による改正後の第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣との協議をすることができる。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

(住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

- 一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の五の項
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十
七号）別表第一の八十一の項及び別表第二の百六の項

理由

大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与するため、特に優れた学生等であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して学資を支給する業務を独立行政法人日本学生支援機構の業務に追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案

新旧対照条文

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章・第二章	(略)
第三章	業務（第十三条—第十七条の五）
第四章	(略)
第五章	(略)
第六章	(略)
附則	

現 行

目次

第一章・第二章	(略)
第三章	業務（第十三条—第十七条）
第四章	(略)
第五章	(略)
第六章	(略)
附則	

（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大學生等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もつて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを

（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大學生等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もつて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを

ることを目的とする。

目的とする。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。

二～十 (略)

二～十 (略)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。

二～十 (略)

二～十 (略)

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金（以下「学資貸与金」という。）は、無利息の学資貸与金（以下「第一種学資貸与金」という。）及び利息付きの学資貸与金（以下「第二種学資貸与金」という。）とする。

第一種学資貸与金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

第一種学資貸与金の額並びに第二種学資貸与金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資

(学資の貸与)

第一種学資金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利率

その学資貸与金の種類ごとに政令で定めるところによる。

- 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資貸与金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資貸与金に併せて前二項の規定による第二種学資貸与金を貸与することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、学資貸与金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(学資貸与金の返還の条件等)

- 第十五条 学資貸与金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。
- 2 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資貸与金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 3 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資貸与金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(返還の条件等)

- 第十五条 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。
- 2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 第十六条 機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除す

- 第十六条 機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができます。

ることができる。

できる。

(回収の業務の方法)

第十七条 学資貸与金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

(回収の業務の方法)

第十七条 学資金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(新規)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

(学資支給金の返還)

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(政府貸付金等)

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。
2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出

(新規)

(政府貸付金等)

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。
2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資金の返還を免除したときは、機構に對し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(新規)

えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2| 学資支給基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3| 入金は、学資支給基金に充てるものとする。
通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
4| 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第五章 雜則

(財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項、第十七条又は第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするとき。
二・三 (略)

(新規)

(財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項又は第七条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。
二・三 (略)

第六章 罰則

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

附則
(業務の特例等)
第十四条(略)

機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資貸与金」とあるのは「学資貸与金」（附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。）「と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）」と、第二十二条第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯す

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

（新規）
一・二（略）

附則
(業務の特例等)
第十四条 (略)

3
機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二条条、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資金」とあるのは「学資金」（附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。）と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）」と、第二十二条第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）

る業務を除く。」と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金」とあるのは「第十五条第三項若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三条第三項の規定により第一種学資貸与金」とする。

「と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条」とあるのは「第十五条第三項、第十六条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三条第三項」とする。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案		現 行	
		別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）		別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）	
		提供受け る国機関 又は法人	事 務	提供受け る国機関 又は法人	事 務
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四十七の五 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十 条第一項第一号の学資の貸与及び支給 もの	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十 条第一項第一号の学資の貸与及び支給 もの	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

つて主務省
令で定める
もの

都道府県知事	都道府県知事等	市町村長	生活保護関係情報	障害者関係情報
厚生労働大臣	者	国民年金法その他の法令による年金である給付ととされている者	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	報であつて主務省令で定めるもの
失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報をあつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報をあつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	報であつて主務省令で定めるもの

省令で定め
るもの

都道府県知事	都道府県知事等	市町村長			障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他他の法令による年金である給付の支給を行うこととされてい	地方税関係情報又は住民票情報で関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	報であって主務省令で定めるもの
失業等給付關係情報であつて主務省令で	失業等給付關係情報であつて主務省令で定めるもの	失業等給付關係情報であつて主務省令で定めるもの	失業等給付關係情報であつて主務省令で定めるもの	失業等給付關係情報であつて主務省令で定めるもの	失業等給付關係情報であつて主務省令で定めるもの

	(器)	(器)	(器)
(器)			

定めるもの

独立行政法人学生支援機構法の一部を改正する法律案

〈用例集〉

目 次

【第3条及び第13条第1項第1号関係】

「学資の支給」 ······ 1

【第14条第1項等関係】

「貸与金」 ······ 2

【第15条見出し関係】

「〇〇金の返還の▲▲」 ······ 3

【第17条の2関係】

「学資として〇〇する資金（以下「▲▲」という。）」 ······ 4

「優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れたものであって経済的理由により〇〇修学に困難があるものと認定された者に対して▲▲するものとする」 ······ 5

「著しく」と「極めて」を使い分けている例 ······ 6

「に対して支給するものとする」 ······ 7

「〇〇の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる」
····· 8

「・・に定めるもののほか、〇〇に関し必要な事項は、政令で定める。」 ······ 8

【第17条の3関係】

「学資金の返還」（条見出し関係） ······ 9

「〇〇が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、····。

一 ······とき

二 ······とき

」 ······ 10

「・・・に至ったときは、・・・返還させることができる。」	11
「〇〇省令で定めるところにより、・・・返還させることができる。」	11
機構法体系において「文部科学省令で定めるところにより」を使用している例	12
「その者から、その支給を受けた〇〇の額に相当する金額の全部又は一部を▲▲ことができる。」	12
「学業成績が著しく不良となったと認められるとき。」	13
「学生たるにふさわしくない行為があった」	13
【第17条の4関係】	
不正利得の徴収について規定している例	14
【第17条の5関係】	
受給権の保護について規定している例	15
【第23条の2関係】	
基金について規定している例	16
「補助金の金額」	17
「元本補てん」ではなく「元本補填」との語を使用することとしている例	18
「毎年度予算の範囲内において」	18
【第23条の3関係】	
区分経理について規定している例	19
【第30条関係】	
準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用した独立行政法人の役員を過料に処する例	20
【附則第2条関係】	
「〇〇は、〇〇の規定により〇〇を定めようとするときは、施行日前においても、〇〇との協議をすることができる」	20

「〇〇大臣は、〇〇の規定により〇〇省令を定めようとするときは、」	21
「施行日前においても財務大臣との協議」	21
【附則第3条関係】	
準備行為規定のほか政令への委任規定を定める例	22
【附則第4条関係】	
「政府は、この法律の施行後〇年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、▲▲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」	23
「〇〇に係る制度の在り方」	23
【附則第5条関係】	
複数法律の同一の文言を改正する場合において表中の特定の項を改正する場合の例	24
住民基本台帳法の別表中の文言を改正する場合の改め方の用例	25
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表中の文言を改正する場合の改め方の用例	25
【理由関係】	
「大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、」	26
「〇〇の業務に・・・業務を追加する」	26
「支給を行うために必要な事項を定める必要がある。」	27

第3条及び第13条第1項第1号関係

「学資の支給」

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律
第九十四号）

（業務の範囲）

第十三条（略）

一

二 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人
及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給
その他必要な援助を行うこと。

三・十（略）

2（略）

○ 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

（特定公益信託の要件等）

第二百十七条の二（略）

3 2（略）

一・三（略）

四 学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与
五・十二（略）

4・5（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（学資金の貸与）

第九十八条 防衛大臣は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）に規定する大学（大学院を含む。）に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、

修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

前項の貸与金の額は、政令で定める。

第一項の貸与金には、利息を附さない。

4 3 2
防衛大臣は、学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一 修学後政令で定める年数以上継続して隊員であったとき。

二 修学後隊員であつた者が公務に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡又は心身障害により貸与金の返還ができなくなつたとき。

5 前四項に定めるもののほか、学資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、政令で定める

附 則 抄

（従前の被貸与者に関する経過措置）

第十六条 前条の規定の施行前に育英会がした貸与契約による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

第15条見出し関係

「〇〇金の返還の▲▲」

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

（基金の返還の制限）

第二百三十六条 基金の返還に係る債務の弁済は、その余の清算一般社団法人の債務の弁済がされた後でなければ、することができない。

○独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）

（生活資金の返還の免除）

第十四条 機構は、前条第五号及び第六号の規定により貸付けを受けた者が死亡又は心身障害により当該貸付けを受けた資金（以下「生活資金」という。）を返還することができなくなったときは、生活資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第17条の2 関係

「学資として○○する資金（以下「▲▲」という。）」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律
第九十四号）

（学資の貸与）

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸
与する資金（以下「学資金」という。）は、無利息
の学資金（以下「第一種学資金」という。）及び利
息付きの学資金（以下「第二種学資金」という。）
とする。

2
6
（略）

第17条の2 関係

「優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れたものであつて経済的理由により○○修学に困難があるものと認定された者に対して▲▲するものとする」

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（学資の貸与）

第十四条（略）

2 第一種学資金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に對して貸与するものとする。

3 6 (略)

第17条の2 関係

「著しく」と「極めて」を使い分けている例

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十九号）

（再生計画の変更）

第二百三十四条 小規模個人再生においては、再生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で再生計画を遂行することが著しく困難となつたときは、再生債務者の申立てにより、再生計画で定められた債務の期限を延長することができる。この場合においては、変更後の債務の最終の期限は、再生計画で定められた債務の最終の期限から一年を超えない範囲で定めなければならない。

2・3 （略）

（計画遂行が極めて困難となつた場合の免責）

第二百三十五条 再生債務者がその責めに帰することができない事由により再生計画を遂行することが極めて困難となり、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、裁判所は、再生債務者の申立てにより、免責の決定をすることができる。

- 一 第二百三十二条第二項の規定により変更された後の各基準債権及び同条第三項ただし書に規定する各再生債権に対してその四分の三以上の額の弁済を終えていること。
- 二 第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権（第二百三十二条第四項（同条第五項ただし書において準用する場合を含む。）の規定により第一百五十六条の一般的基準に従つて弁済される部分に限る。）に対してもその四分の三以上の額の弁済を終えていること。

ていること。

三 免責の決定をすることは再生債権者の一般の利益に反するものでないこと。

四 前条の規定による再生計画の変更をすることは極めて困難であること。

2～9 （略）

第17条の2 関係

「に対して支給するものとする」

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律九十五号）

附 則（昭和二十八年法律第百六十一号）抄

11
（恩給法との調整）

前項の場合において、従前の例による扶養親族たる資格を有する者が二人以上であるときは、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従前の例による順位により先順位にある者に支給するものとし、同順位者が数人あるときは、その全員に対して支給するものとする。

第17条の2 関係

「〇〇の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる」

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律
第九十四号）

（学資の貸与）

第十四条（略）

5 2・3 4 第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利
率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その
学資金の種類ごとに政令で定めるところによる。
6 (略)

第17条の2 関係

「・・に定めるもののほか、〇〇に関し必要な事項は、政令で定める。」

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律
第九十四号）

（学資の貸与）

第十四条（略）

6 2・5 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に関する
必要な事項は、政令で定める。

第17条の3 関係

「〇〇金の返還」（条見出し関係）

○日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために
昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に
関する法律（昭和六十一年法律第七十六号）

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十
四号）

（特別給付金の返還等）

第六条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のい
ずれかに該当することとなつた場合には、その者は
、国土交通省令で定めるところにより、その支給を
受けた特別給付金に相当する金額を日本国有鉄道に
返還しなければならない。

- 一 その支給に係る退職をした日から起算して一年
以内に職員、常勤の国家公務員若しくは地方公務
員又は特殊法人等職員となつたとき。
- 二 国家公務員等退職手当法第十二条の二第一項の
規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部
又は一部を返納させられることとなつたとき。

（交付資金の返還）

第四十四条 機構は、資金交付を受けた原子力事業者の損害賠償
の履行の状況に照らし、当該原子力事業者に対する当該資金交
付の額から当該履行に充てられた額を控除した額の全部又は一
部が、当該履行に充てられる見込みがなくなつたと認めるとき
は、その額を機構に対し納付することを求めなければならない

第17条の3 関係

「〇〇が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、・・・。

- 一 ・・・・とき。
- 二 ・・・・とき。

」

○精神保健福祉士法（平成九年十二月十九日法律第百三十一号）

（指定の取消し等）

第二十二条（略）

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる

一 第十条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十一条第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

。

三 第十二条、第十四条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第十三条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年八月十日法律第九十四号）

（委員の解任）

第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

。

（

（補助金の返還）

第七条 国は、国庫から補助金の交付を受けた地方公共団体が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該年度におけるその後の補助金の全部又は一部の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金の全部又は一部を返還させることができること。

一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき

二 正当な理由がなくて補助金の交付を受けた年度内に補助に係る施設を設けないこととなつたとき。

三 補助に係る施設を、正当な理由がなくて補助の目的以外の目的に使用し、又は文部科学大臣の許可を受けないで処分したとき。

四 補助金の交付の条件に違反したとき。
五 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

第17条の3 関係

「・・・に至ったときは、・・・返還させることができる。」

附 則 抄

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）
第十五条（略）

2 前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聽かなければならぬ。

3 平成三十年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聽かなければならぬ。

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）

（特に優れた業績による返還免除）

第八条（略）

2 前項の認定は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生のうち、当該大学院を置く大学の学長が学内選考委員会（機構に對して同項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する機関として文部科学省令で定めるところにより当該大学に設置されるものをいう。）の議に基づき推薦する者その他文部科学省令で定める者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行うものとする。

3 （略）

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

（不正利得の徴収）

第十一條 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 （略）

第17条の3 関係

機構法体系において「文部科学省令で定めるところにより」を使用している例

第17条の3 関係

「その者から、その支給を受けた〇〇の額に相当する金額の全部又は一部を▲▲ことができる。」

○ 矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十
三号）

（貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留）

第六条（略）

一・二（略）

三 学業成績が著しく不良となつたと認められると
き。

四～六（略）
2・3（略）

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）

第四十八条（略）

2（略）

3 学校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれか
に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、
退校、停学又は戒告の処分をすることができる。

一 学生又は生徒としての義務に違反し、又は学業
を怠つた場合
二 学生又は生徒たるにふさわしくない行為があつ
た場合
三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反
した場合

4・5（略）

第17条の3 関係

「学業成績が著しく不良となったと認められるとき。」

第17条の3 関係

「学生たるにふさわしくない行為があった」

第17条の4 関係

不正利得の徴収について規定している例

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（不正利得の徴収）

第三十四条 都道府県は、偽りその他不正の手段により特定医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その特定医療費の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 （略）

○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）

（不正利得の徴収）

第七条 厚生労働大臣は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 （略）

第17条の5 関係

受給権の保護について規定している例

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

（受給権の保護）

第十二条 就学支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

○独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）

○独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）

（学術研究助成基金）

第十八条 振興会は、第十五条第一号に掲げる業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

2 学術研究助成基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学術研究助成基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学術研究助成基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができる。

（基金）

第十三条 機構は、第十一条第一項第七号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）の財源をその運用によって得るために基金を設け、第五条第二項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条 及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

3 機構は、基金の運用により生ずる利子その他の運用利益金（以下この条において「基金の運用利益金」という。）を、助成業務の財源に充てること以外の用途に使用してはならない。ただし、第十一条第一項の業務のうち助成業務以外のもの（以下この項において「研修等業務」という。）の遂行上特に必要があるときは、助成業務の遂行に支障のない範囲内で、文部科学大臣の認可を受けて、基金の運用利益金を研修等業務の財源に充てることができる。

4 文部科学大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、基金の運用利益金のうち未使用の部分の額に相当する金額を、助成業務の財源に充てるために留保されるべき負債として整理するものとする。

第23条の2 関係

「補助金の金額」

○平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成十六年法律第二号）

（所得税の特例）

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金の交付を受けた場合、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十五年度のとも補償に係る事業（農業者の拠出金及び政府から交付を受けたとも補償事業費から成る資金から米穀の生産調整の実施の態様に応じて補償金を交付する事業をいう。以下同じ。）に基づく補償金の交付を受けた場合及び市町村若しくは農業協同組合又は都道府県知事が地方農政局長と協議して水田作付体系転換緊急推進事業（生産調整対象水田面積のうちの平成十二年度からの拡大分に係る水田について飼料用稻及びそばの生産の拡大及び定着を推進する事業をいう。以下同じ。）の実施主体として認めた団体から平成十五年度の水田作付体系転換緊急推進事業に基づく補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成十五年分の所得税については、その交付を受けた水田農業経営確立助成補助金の金額、その交付を受けた補償金の金額のうち当該個人に係るとも補償事業費の金額に相当する金額として財務省令で定める金額及びその交付を受けた水田作付体系転換緊急推進事業に基づく補助金の金額の合計額（以下この条において「補助金等の金額」という。）は、所

得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として財務省令で定めるものの額は、その交付を受けた補助金等の金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

第23条の2 関係

「元本補てん」ではなく「元本補填」との語を使用することとしている例

- 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第八条第一項第二号中「第九条の三第一項第二号」を「第九条の三第一項第三号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改め、同条第二項中「第九条の三第一項第二号」を「第九条の三第一項第三号」に改める。

第23条の2 関係

「毎年度予算の範囲内において」

- 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）
（政府貸付金等）

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

（補助金）

第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。

第23条の3 関係

区分経理について規定している例

○独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）

（区分経理）

第十九条 振興会は、前条第一項に規定する業務（学術研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。第二十一条第一項において「学術研究助成業務」という。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

○独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律
第一百五十九号）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 （略）

三 第十八条第三項において準用する通則法第四十一条の規定に違反して学術研究助成基金を運用したとき。

第30条関係

準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用した独立行政法人の役員を過料に処する例

○がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律
第一百十一号）

附 則
(準備行為)

第三条 （略）

3 2 市町村長は、第十九条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、施行日前においても、同条第三項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聞くとともに、都道府県知事に協議することができる。

4 （略）

附則第2条関係

「〇〇は、〇〇の規定により〇〇を定めようとするときは、施行日前においても、〇〇との協議をすることができる」

附則第2条関係

「〇〇大臣は、〇〇の規定により〇〇省令を定めようとするときは、」

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律
(平成十年法律第百三十六号)

(財務大臣との協議)

第三十条 國土交通大臣は、第十六条第一項第三号又は第二十三条の規定により國土交通省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第2条関係

「施行日前においても財務大臣との協議」

○日本年金機構法 (平成十九年法律第百九号)

附 則

(社会保障審議会への諮問等)

第六条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保障審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。

○健康増進法の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十六号）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）

附 則

（施行前の準備）

第二条 この法律による改正後の健康増進法（以下「新法」という。）第二十六条第三項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十六条の八第一項の規定による試験業務規程の認可の申請についても、同様とする。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

（準備行為）

第二条 この法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「新法」という。）第三十一条の二十二の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新法第三十一条の二十三において準用する新法第五条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

（経過措置）

第三条 （略）

（罰則に関する経過措置）

第四条 （略）

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

附則第4条関係

「政府は、この法律の施行後〇年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、▲▲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」

附 則 抄

2
(検討)

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附則第4条関係

「〇〇に係る制度の在り方」

附 則 （平成二十五年法律第三七号） 抄

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、新法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種の選定及び選定後における生息地等の保護、保護増殖事業等の取組が、科学的知見を活用しつつ、一層積極的かつ計画的に促進されるようにするための制度並びに同条第四項に規定する国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第5条関係

複数法律の同一の文言を改正する場合において表中の特定の項を改正する場合の例

○学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）

附 則（抄）

（教科書の発行に関する臨時措置法等の一部改正）

第四条 次に掲げる法律の規定中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

一 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第一百三十二号）第二条第一項

二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十二条第一項及び第十三条第二項第一号

三 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第七号

四 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第二百五十七号）第二条第一項

五 学校給食法（昭和二十九年法律第一百六十号）第三条第二項及び第十二条第二項

六 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第二条第一項

七 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第四十七条の四第一項

八 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条

九 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第十四号）第九十五条第二項

十 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条第一項

十一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条第一項

十二 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）第二条第一項

十三 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第九条

十四 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第四条第七号及び第十一号

十五 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第二百四十八号）別表義務教育施設の項

十六 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）第三条及び第十八条

十七 国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二十二条

十八 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）別表七の項

十九 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二条第二項

○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための
銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律
第六十二号）

附 則（抄）

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一
号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「第四十一条第一項の届出
」の下に「、同法第六十三条の一の登録、同法第
六十三条の六第一項の届出」を加える。

附則第5条関係

住民基本台帳法の別表中の文言を改正する場合の改め方の用例

○児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八
年法律第六十三号）

附 則（抄）

（行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十条 行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律（平成二十五年
法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項及び別表第二の八の項中「里
親の認定、養育里親の登録」を「養育里親若しく
は養子縁組里親の登録、里親の認定」に改める。

附則第5条関係

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表中の
文言を改正する場合の改め方の用例

理由関係

「大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、」

- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）における理由

理由

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由関係

「〇〇の業務に・・・業務を追加する」

- 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）における理由

理由

原子力事業者による廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るため、原子力損害賠償支援機構を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組し、その業務に廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発等の業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七六号）における理由

理由

東日本大震災の発生により石油の供給が不足した事態を踏まえ、災害時における石油の供給不足に対処するため、特定の石油精製業者等に災害時における石油の供給に係る連携に関する計画の作成及び届出を義務付ける等の措置を講ずるとともに、石炭資源等の効果的な開発を促進するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務に石炭資源等の開発に係る業務を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが

理由関係

「支給を行うために必要な事項を定める必要がある。」

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）における理由

理由

犯罪の被害者の保護を一層充実させるため、財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産（犯罪被害財産）の没収又はその価額の追徴により得た財産等を用いて、当該犯罪行為により財産的被害を受けた者等に対する被害回復給付金の支給を行うために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（傍線部分は読み替部分）

読み替後

読み替前

（回収の業務の方法）

第十七条 学資貸与金（附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。）の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

（積立金の処分）

第十八条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条及び附則第十四条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3（略）

（長期借入金及び日本学生支援債券）

第十九条 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）に必要な費用に充て

（回収の業務の方法）

第十七条 学資貸与金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

（積立金の処分）

第十八条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3（略）

（長期借入金及び日本学生支援債券）

第十九条 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本

るため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

256 （略）

（政府貸付金等）

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2

政府は、機構が第十五条第三項若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三条第三項の規定により第一種学資金の返還を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

（補助金）

第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）に要する経費の一部を補助することができる。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

学生支援債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

256 （略）

（政府貸付金等）

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2

政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

（補助金）

第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十三條及び附則第十四条第一項に規定する業務
以外の業務を行つたとき。

一 (略)

二 第十三條に規定する業務以外の業務を行つたとき

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案
～内閣法制局長官・次長用御説明資料～

<目 次>

【総論】

1. 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案の概要について	1
2. 給付型奨学金の必要性について	3

【各論】

3. 目的規定及び業務の範囲への追加（第三条及び第十三条関係）	4
4. 学資の支給（新設第十七条の二）	5
5. 学資支給金の返還（新設第十七条の三）	7
6. 不正利得の徴収（新設第十七条の四）	8
7. 受給権の保護（新設第十七条の五）	9
8. 学資支給金の非課税措置について（公租公課の禁止規定を置く必要がないことについて）	10
9. 学資支給基金（新設第二十三条の二）	11
10. 区分経理（新設第二十三条の三）	13
11. 財務大臣との協議（第二十五条）	14
12. 罰則（第三十条）	15
13. 施行期日について（附則第一条）	16
14. 準備行為（附則第二条）	17
15. 検討（附則第四条）	18
16. 住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（附則第五条）	19

1. 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案の概要について

1. 学資の支給制度の創設

(1) 独立行政法人日本学生支援機構法への学資の支給業務の位置付け

独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）の目的規定（法第3条）及び業務規定（法第13条第1項第1号）に「学資の支給」を位置付ける。

(2) 対象者

学資の支給は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（※）に対し支給するものとする。

（法第17条の2）

（※）現行の第一種学資金（無利子の貸与金）の対象者については、「特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者」と規定されている。（法第14条第2項）

(3) 学資支給金の返還

学資支給金の支給を受けた者が、大学等における学業成績が著しく不良となった又は学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるときは、支給された学資支給金を返還させることができることとする。（法第17条の3）

(4) 不正利得の徴収

偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができるものとする。（法第17条の4）

(5) 受給権の保護

学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。（法第17条の5）

2. 学資支給基金の創設等

(1) 学資支給基金の創設

学資の支給に係る業務等に要する費用に充てるため、「学資支給基金」（以下「基金」という。）を設け、政府からの補助金の金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。（法第23条の2第1項）

(2) 基金の運用

基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとするとともに、基金の運用については、独立行政法人通則法第47条（余剰金の運用）の規定を準用することとし、同条の規定に違反して基金を運用したときには、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の役員は、20万円以下の過料に処することとする。（法第23条の2第2項～第4項、法第30条第3号）

(3) 区分経理

機構は、学資の支給に係る業務等については、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととする。（法第23条の3）

3. 学資支給金制度の創設に伴う所要の規定の整備

現行法第14条第1項において、学資として貸与する資金を「学資金」と定義しているが、学資として支給する資金である学資支給金の創設に伴い、両者の区別を明確にするため、前者を「学資貸与金」に改めることとする。（法第14条、第15条、第16条、第17条、第22条及び附則第14条関係）

4. 施行期日

平成29年4月1日

5. 留意事項

予算関連法案及び日切れ扱い法案を予定。

(1) 予算関連法案である理由

本法案は、平成29年度における学資の支給に係る予算の執行と一体不可分の関係にあり、本法案が成立しなければ平成29年度における学資の支給を行うことができないため。

(2) 日切れ扱い法案である理由

本法案の趣旨は、学資の支給の実施により経済的負担が軽減され、これにより学生等の進学を促すことにあることから、新学年が始まる4月以降に可能な限り早急に学資の支給を開始することが必要であるため。

2. 給付型奨学金の必要性について

1. 我が国における子どもの貧困の状況は、先進国の中でも厳しい状況（O E C D加盟国34か国中25位）と、この10年の間で悪化し、義務教育段階における就学援助の対象となる要保護児童生徒及び準要保護児童生徒数及び割合も上昇傾向（16人に1人（H7）→6人に1人（H25））にある。

こうした家庭の経済状況は、子供の「学力」や「進学」に影響しており、全国学力・学習状況調査を活用した調査によれば、世帯年収が高いほど学力が高い傾向が示されている。また、世帯年収及び学力の相関は進学率にも影響を及ぼし、それによる学歴の差によって正規雇用率にも格差が生まれ、さらには、生涯賃金にも大きな影響を及ぼしている現状がある。このような連鎖を断つためには、教育自体の充実はもとより、教育の機会均等の一層の確保が求められている。

2. こうした状況の中、高等教育段階においては、政府における公財政支出の割合はO E C D諸国の中で最低水準となっており、諸外国と比較しても教育費に占める家計負担の割合が非常に高く、家計の経済状況が進学率にも大きな影響を与えることとなっている。

さらに、公的機関による給付型の奨学金制度が存在していないのは、O E C D諸国の中では日本及びアイスランドのみであるが、アイスランドにおいては設置されている大学の大半にあたる国公立大学の授業料がそもそも無償であることも踏まえると、我が国の高等教育における教育費負担の軽減は急務である。

3. 機構では、これまででも奨学金事業の充実に努めているところであるが、貸与された奨学金の返還を大きな負担ととらえ、進学を断念してしまう高等学校生等も一部に存在している。

また、大学等へ進学した者の実態としても、平均世帯と比較した場合の貸与年額の差はおよそ2倍となるなど、低所得者世帯ほど奨学金の貸与額が大きくなっている、多くの債務を抱えながら卒業している状況にある。

4. このため、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することがなく、その進学を後押しすることを可能とするため、学資の支給について機構の目的及び業務として位置付け、経済的理由により極めて修学が困難となる者に対する援助を行う必要がある。

3. 目的規定及び業務の範囲への追加（第三条及び第十三条関係）

(規定の趣旨)

1. 現行の法の目的規定では、学生の経済的負担の軽減に関して「・・・教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（・・・）の就学の援助を行い、・・・」と規定し、主要な業務である学資の貸与についてのみ明示する形としている。

今回創設する給付型奨学金については、機構が実施する学生の経済的負担の軽減に関する業務の中でも、重要な位置づけとなるものであることから、当該目的規定において、学資の貸与と併せて学資の支給についても明記することが適当である。

また、同様に法第十三条の機構の業務としても学資の支給を明記することとしている。

(規定ぶりについて)

2. 現行の法においては、留学生に対する給付型の支援について、法第13条第1項第2号において「・・・学資の支給その他必要な援助を行うこと。」と規定していることから、これに倣い「学資の支給」と規定することとしている。

(貸与と支給の規定の順について)

3. 学生に対する援助の手厚さという観点では、「学資の支給」が第一となるが、我が国においては、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の前身である大日本育英会（昭和18年発足）時代より、学生等には貸与を受けた学資を返還させ、それにより次の世代の進学を助ける形で循環させていくとの考え方にとって、貸与型の奨学金を中心に据え、学生等の経済的負担軽減に努めてきたところである。

4. 実際の学資の支給額については、学資の貸与との併給を前提に検討が進められてきたところであり、学資の支給を受けることのみにより進学が可能となるような額とはしない予定である。このため、学生等にとって、支給は貸与に取って代わるものではなく、学資の支給制度の導入後も、学生等の経済的負担軽減に関しては、学資の貸与が原則である点について変更はない。

5. なお、第一種学資金（以下「第一種」という。）と第二種学資金（以下「第二種」という。）に係る規定の順序については、第一種を先に規定しているところであるが、これは援助内容における手厚さの観点に基づくものではない。すなわち、第二種については、無利子の奨学金を経済的負担軽減策の原則としつつ、高等教育機会の拡大に伴う奨学金需要の増加に対応するための方策として、昭和59年に導入されたものであることにによるものである。

6. このため、独立行政法人日本学生支援機構法（以下「機構法」という。）上の規定の順序としては、引き続き、学生の経済的負担軽減策の原則の順で規定することが適切であり、「貸与」を先に規定し、その後に「支給」を新たに規定することとしている。

4. 学資の支給（新設第十七条の二）

1. 法第十七条の二については、学資支給制度の必要性も踏まえ、「意欲と能力」及び「経済的状況」を踏まえて機構が判断することとし、その要件として、それぞれ以下のとおりとする。

（1）「意欲と能力」

学資の支給は、学資の貸与と同様に、限られた財源の中で対象者を選定して支援するものであり、その対象者については、給付するにふさわしい学力水準等を設定することが適切である。他方で、あまりに厳しすぎる条件を設定し、対象者を過度に限定することは、制度趣旨を踏まえると適切ではないと考えられることから、法律上は第一種学資金と同様の規定ぶりとし、運用上も同様に高等学校における成績の評定平均値3.5程度を要件として設定することとする。

（2）「経済的状況」

本制度は従来の貸与型奨学金のみでは進学を断念せざるを得ない者について、その進学を後押しするためのものであり、従来の貸与型奨学金の要件を満たす者（第一種学資金については「経済的理由により著しく修学に困難があるもの」）の中でも、相対的に厳しい状況にあり、大学等への進学率が低い層に属する者を対象とすることとし、「経済的理由により極めて修学に困難があるもの」を要件として設定することとする。

この「極めて修学に困難がある」とする世帯等としては、具体的には、課税所得がない、

①学資支給金申請時に児童養護施設に入所していた者や里親の元で生活を送っていた者などの社会的養護を必要としていた者

②生活保護世帯の高校生等

③住民税非課税世帯の高校生等

等を想定している。（なお、予算事業である高校生等奨学給付金（高校における給付型奨学金）の対象者も住民税非課税世帯に対して給付されている。）

これらの世帯に属する高校生等の進学率の実態としては、全世帯平均での大学等進学率が約7～8割であるのに対して、その半分にも満たない割合となっており、進学断念者が多数存在していることが想定される。

（参考：世帯の状況別進学率）

児童養護施設の子供の大学等進学率 : 22.6%（※厚労省調査）

生活保護世帯の子供の大学等進学率 : 31.7%（※厚労省調査）

住民税非課税世帯の子供の大学等進学率 : 約40%（※文部科学省による推計）

全世帯の大学等の現役進学率 : 73.2%（学校基本調査より算出）

2. 学資として支給する金額については、貸与型奨学金と同様に「学校種等の種別その他の事情を考慮して、政令で定める」と規定することとし、その詳細は政令において規定することとしている。この「学校種等の種別その他の事情」としては、例えば、国公私

の別をはじめ、通学形態（自宅・自宅外）、学資を受給する者が置かれている詳細な経済事情（児童養護施設等の社会的養護を必要としていた者、授業料減免措置を受けている場合、支給対象と認められた者の中での収入格差）などの状況が考えられ、現時点においては以下のような支給額の設定を考えている。

◆毎月の支給月額について（基本額）

学校種	設置主体	通学形態	支給月額
大学、短大、専門学校	国立、公立	自宅	2万円
大学、短大、専門学校	国立、公立	自宅外	3万円
大学、短大、専門学校	私立	自宅	3万円
大学、短大、専門学校	私立	自宅外	4万円

◆入学時特別支給について（増額事項）

児童養護施設退所者、里親出身者等の社会的養護を必要としていた学生等については、基本的には、大学等入学前に入所していた施設等から出所することとなること、また、その際に近親者からの支援が困難であることを踏まえ、毎月の支給月額の他、入学の際に一時金として24万円を支給する。

◆国費による重複支援の整理について（減額事項）

本制度は教育の機会均等の実現のための国費による個人支援であることも踏まえ、国費による個人支援（授業料減免）を受けている者に対する支給月額については、当該支援の内容を踏まえた支給月額とする。（減額幅については調整中）

5. 学資支給金の返還（新設第十七条の三）

1. 本制度による学資の支給は、経済的に困難な状況にある生徒等の進学を後押しするとともに、進学後においては、学生等の本務である学業を継続できるようにするために支給するものである。

このため、学資支給金の支給を受けているにもかかわらず、学業を全うしているとは言い難い状況（標準的な修業年限での卒業が困難（留年等）となるなど学業成績が著しく不良となる、懲戒処分をうける等）に陥ったと認められる者に対しても支給を行うことは、当該学資支給金の目的に照らすと適切ではないことから、このような条件に該当することとなった者に対しては、機構が、支給した学資支給金に相当する額を返還させることができることとする旨を規定することとする。

（できる規定としていることについて）

2. 学資支給金の返還事由に該当した場合であっても、特段の事情として、例えば、交通事故等による負傷により学業成績が著しく不良となったと認められる場合等、制度趣旨にそぐわない支給であったかについて、本人の帰責性の有無を考慮することが適當と考えられる場合もある。

3. このような場合においても、必ず学資支給金の返還を求めるることは、進学の後押しをするという制度の趣旨に照らしても不適切であると考えられ、学業不振等の状況に該当するに至った場合であっても、その背景も考慮した上で、実際に返還を求めるかどうかを機構が判断すべきであることから、「できる」規定とすることとする。

6. 不正利得の徴収（新設第十七条の四）

1. 学資支給金の支給を受ける基準等を満たしていないにもかかわらず、偽り又は不正の手段等によってその支給を受けている者が存在する場合には、機構は、速やかにその返還を求めるとともに、当該支給された学資支給金に相当する額を確実に徴収することが必要であることから、不正利得の徴収にかかる規定を新設することとする。
2. 第1項は、偽りその他不正の手段を用いて学資支給金の支給を受けた者に対しては、その受給額に相当する金額の全部又は一部を国税徴収の例によって徴収し、不正受給に対して事後的に是正する措置を講じ、学資支給金の支給の適正な運営を図ることとしたものである。

「偽りその他不正の手段」としては、学生又は生徒本人が、受給資格がないにもかかわらず認定の申請を行うといったケースのほか、学校推薦を行う際に評定平均を偽って申請するといった学校の関係者による不正な行為等が想定される。

第2項は、前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとすることを規定したものである。

7. 受給権の保護（新設第十七条の五）

1. 受給者が過去の債務のために学資支給金の受給権を差し押さえられたり、融資を受ける等の一時的な利益のために長期間にわたる学資支給金の支給を受ける権利を失うことで、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の高等教育への進学を後押しするという学資支給金の趣旨が没却されることのないよう、学資支給金を確実に受給権者に帰属させることが必要であることから、受給権の保護にかかる規定を新設することとする。
2. 本条は、学資支給金の支給を受ける権利が一身専属的であり、譲り渡し、担保に供したり、又は差し押さえることができない旨を定めたものである。
したがって、仮に学資支給金の支給を受ける権利を譲り渡し、担保に供し又は差し押さえても、本条の規定により、無効となる。
また、差押え禁止の対象となる差押えについては、民事執行法上の差押えのみではなく、国税徴収法上の差押えについても禁止されるものである。

8. 学資支給金の非課税措置について（公租公課の禁止規定を置く必要がないことについて）

(非課税措置にかかる規定を設けないことについて)

1. 今回創設する学資支給金制度は、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の高等教育への進学を後押しするために創設するものである。仮に支給される学資支給金について、租税その他の公課を課すこととなると、奨学生に対する負担感解消の効果が損なわれ、制度の趣旨が没却される可能性がある。そのため、学資支給金として支給を受けた金銭は、非課税とする必要がある。
2. この点、学資支給金は、所得税法上、非課税の対象とされている「学資に充てるために給付される金品」(所得税法第9条第1項第15号)に該当するところ、この取扱いについては、地方税法上の個人都道府県民税所得割及び個人市町村民税所得割についても同様となっている(地方税法第32条第2項、第313条第2項)。
また、「その他の公課」としては社会保険料等があるが、これらについて所得を標準として算定する場合には、当該制度の法令において所得税法上非課税とされている所得を算定の基礎から除外しているため、学資支給金についても同様に所得からは除かされることとなる。
したがって、学資支給金として支給を受けた金銭に対して課税されることはないことから、法に公租公課の禁止に係る規定を設ける必要はない。

(公租公課の禁止規定を置かずに差押禁止規定のみを置く例)

3. なお、今回の学資支給金と同様に、所得税法上の非課税所得に該当する金銭給付であることから公租公課の禁止規定は置かず、その給付を受ける権利に対する差押え等を禁止する規定のみを置く例としては、
 - ・自動車損害賠償保険法上の被害者の保険会社に対する損害賠償額支払請求権及び仮払金請求権並びに政府に対する損害填補請求権(所得税法9条1項17号、同法施行令第30条により非課税)等がある。

9. 学資支給基金（新設第二十三条の二）

（学資支給基金の必要性）

1. 学資支給金制度は、児童養護施設等の出身者、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の学生等などの、経済的に極めて修学が困難な状況にある者の大学等への進学を後押しするため創設するものであり、学資支給金の支給に支障が生じた場合、受給者の学業の継続が困難となる可能性が高いと考えられる。そのため、年度途中で予算不足により学資支給金の支給が打ち切られることがないよう、安定的かつ確実な支給を担保する制度を構築することが不可欠である。
2. しかしながら、学資支給金の支給にあたっては、主に以下の（1）及び（2）の理由から、各年度の所要額をあらかじめ正確に見込むことが難しく、単年度予算による執行を採用した場合には、当該年度に必要とされる資金が不足し、受給者への支給の安定性に影響が生じる可能性がある。

（1）進学動向の予測の困難性

下記の事情から、前年度の進学動向から次年度の進学動向をある程度予想できたとしても、不確定要素が多く含まれており、正確な学資支給金の需要額の予測は困難である。

- ・ 高等教育における進学先選択の動向は、経済全体の状況やそれによって影響を受ける世帯の年収の状況に大きく影響を受けること
- ・ 予測が困難な当人の入学者選抜の結果次第で、例えば、授業料が相対的に安価な国立大学に進学することもあれば、相対的に高価な私立大学に進学することも有り得ること 等

（2）緊急採用者数の予測の困難性

学資支給金についても、学資貸与金と同様に、大学の進学後に家計が急変し修学が困難になった学生を対象として、緊急的に受給者と認定すること（以下「緊急採用」という。）も検討しているところ、現行制度においても緊急採用に該当する学生の数は社会全体の経済的状況に大きく影響を受け、年度ごとの採用人数に大きな乖離が生じている。

したがって、学資支給金について緊急採用の仕組みを導入した場合、経済状況次第で年度当初の予想を大きく上回る額の学資支給金を支出する必要が生じる可能性がある。

3. こうした状況を踏まえ、年度を越えた弾力的な支出を可能とするための仕組みを整備する必要があることから、機構に学資支給基金を設置することとする。

（学資支給基金の概要）

4. 機構は、学資支給金制度の実施に係る業務等に要する費用に充てるため、基金を設け、毎年度、予算の範囲内において政府から補助される資金等をもってこれに充てることと

する。なお、機構は、基金の財産を取り崩すことによって、受給資格者に学資支給金の支給を行うこととしている。

(参考) 平成29年度における基金規模は約70億円

(基金の運用によって生じた利子その他の収入金の扱い)

5. 一般に基金の元本も含めて取り崩すことを予定している「取崩し型基金」においては、基金の運用益は基金に繰り入れて業務の財源として使用することが適切であることから、学資支給基金についても、利子その他の収入金を基金に充てる旨を規定する。

(基金の運用)

6. 基金は、学資の支給の確実な実施のための不可欠な財源であり、その運用にあたっては安全性の高いものに限定する必要があることから、業務上の余裕金の運用について規定した独立行政法人通則法第47条の規定を準用することとする。

具体的には、

- ① 國際、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券の取得、
- ② 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金、
- ③ 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約があるもの以外によって運用してはならないこととする。

10. 区分経理（新設第二十三条の三）

（区分経理の概要）

1. 学資支給基金の創設に伴い、年度を超えた弾力的な支出が可能となることとに鑑み、複数年度にわたる執行の適切性と管理の透明性を確保するため、学資支給基金にかかる業務については区分経理をすべきものとする。

（区分経理を法に設ける必要性）

2. 区分経理を行うこと自体は、省令で義務付ける又は機構の自主的な判断によって実施することは事実上は可能であるが、基金については予算の単年度主義の原則の例外であることから、閣議決定（「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、財政規律の観点から厳に抑制することとされており、執行状況についても公表を行うこととされている。
3. 上記閣議決定の内容も踏まえると、執行の適切性と管理の透明性の確保については制度的担保が求められるところであり、省令や機構の自主的判断によって区分経理を行うこととするのではなく、法律において区分経理を義務付けることとしている。

11. 財務大臣との協議（第二十五条）

1. 本条は、機構が、国からの財政的支援を受けて業務を行うものであることから、主務大臣が財務にかかる事項であって通則法に規定されていない事項に関する規定を定める等の場合に、財務大臣に協議をしなければならないことを定めている。
2. この点、現在においては、法第14条第2項、第3項若しくは第5項に基づき、学資貸与金の対象者の基準及び方法を文部科学省令で定める場合には、当該基準及び方法によって貸与対象者の範囲が大きく変わり、財政的支援の額も大きく変動する可能性があることから、財務大臣と協議の上で定めることとしている。
3. 学資の支給について、法第17条の2第1項に基づき支給対象者の基準及び方法に関する文部科学省令を定める場合においても、学資の貸与の場合と同様に、その設定によって財政的支援の額も大きく変動する可能性があることから、当該省令を定めるにあっては財務大臣との協議を行うこととする。

12. 罰則（第三十条）

1. 法第二十三条の二に基づく基金は、学資の支給の確実な実施のために不可欠な財源であり、その運用にあっても安全性の高いものに限定する必要があることから、法第二十三条の二第三項において、業務上の余裕金の運用について規定した通則法第47条の規定を準用しているところである。
2. この基金は、多数の学生等に対して、その学生生活の上で必要な資金の支援を行うものであり、仮に通則法第47条の規定に違反した運用が行われ、元本割れなどの損失が発生した場合には、支給を受けている学生へも大きな影響が及ぶこととなり、基金を設けた趣旨を没却する恐れがある。
3. したがって、基金の対象となる学資の支給を安定的に行うことを担保するため、罰則規定を設けることとするものである。
4. なお、独立行政法人に基金を設けた場合に同様の罰則を設けている例として、独立行政法人日本学術振興会法などが挙げられる。

13. 施行期日について（附則第一条）

1. 学資の支給については、経済的に厳しい状況に置かれる学生等の進学を後押しすることを制度の趣旨としており、平成30年度に大学等に進学する者から本格的に支給することとしているが、進学後の経済的負担が特に厳しい学生に対しては、平成29年度から給付を開始することとしている。

そのため、本法案の施行期日を平成29年4月1日と規定することとする。

2. なお、平成30年度からの本格的な実施にあっても、進学の後押しの観点からは、高等学校等在学中の一定の時期（推薦入試等が始まる秋頃）までに、学生等本人がその対象となるかどうかについて明かとなるようにするため、高等学校等在学時に事前の選定等を行うこととしており、この事前の選定は、現行の学資の貸与と同様に高等学校等の最終年次の4月頃から始める想定している。このため、平成30年度の支給に係る選定等の手続きを行う上でも、平成29年4月1日に施行されていることが必要である。

14. 準備行為（附則第二条）

- 新設する法第17条の2第1項に規定する文部科学省令（支給対象者選定にあっての基準及び方法を定めるもの）を定めるにあたっては、法第25条に基づき財務大臣に協議しなければならず、改正法の施行時に省令を制定するため、改正法の施行日前に協議を行うことが可能となるよう規定を設けることとしている。
- これは、本法案の審議が平成29年に開会される次期通常国会において予算関連法案かつ日切れ法案としての審議がなされる見込みであり、その場合における、およそのスケジュール感としては以下を考えていることから、法案成立後、施行までの間に、準備行為として省令制定に関する財務大臣との協議をするための本規定が必要である。

（参考：想定しているスケジュール）

1月下旬	：	法案の閣議決定
2月中～下旬	：	衆議院における審議
3月上～中旬	：	参議院における審議
法案成立後速やか ～3月末まで	：	法第二十五条に基づく財務大臣協議

※ 平成29年に開会される国会において、文部科学省から予算関連法案は2本提出される見込みであるが、本改正法案の審議が先行される見込みである。

15. 検討（附則第四条）

1. 学資支給金制度は、経済的に困難な状況にある生徒等の進学を後押しするために新たに創設するものであり、また、税を原資として運用されるものであるところ、その政策効果について不断の検証を実施することが必要である。また、子どもの貧困の状況は時の社会経済情勢等に応じて変化しうるものであること等も踏まえれば、本制度の施行後一定期間を経過した後に、制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うことが適当であることから、検討条項を設けることとする。
2. なお、検討を行う時期を「施行後5年を経過した場合」としたのは、本格実施初年度となる平成30年度に採用された学生が、大学学部を卒業する時期を踏まえたものである。

16. 住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（附則第五条）

1. 今回、法第13条第1項第1号を改正し、機構の業務の範囲に「学資の支給」を位置づけることとなるが、学資の支給に関する事務については、学資の貸与に関する事務と同様に、本人からの申請に基づき当該内容の事実確認等をした上で支給の対象者を選定することとなる。このため、貸与の場合と同様に申請に対する受理、審査等において、本人確認情報を確認することが可能となるよう住民基本台帳法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正する必要がある。
2. なお、規定ぶりとしては、法第13条第1項第1号の改正により、機構の業務として「経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと」となることから、改正後の法第13条第1項第1号の規定ぶりとの並びをとつて、「学資の貸与」とされているところを「学資の貸与及び支給」と改めることとしている。

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案 (説明要旨)

この法律案は、大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して学資を支給する業務を独立行政法人日本学生支援機構の業務に追加するものであります。

(法律案の概要)

1. 改正内容

(1) 学資の支給制度の創設

①独立行政法人日本学生支援機構法への学資の支給の業務の位置付け

独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）の目的規定（法第3条）及び業務規定（法第13条第1項第1号）に「学資の支給」を位置付けることとする。

②対象者

学資の支給は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対し支給するものとする。

③学資支給金の返還

独立行政法人日本学生支援機構は、大学等における学業成績が著しく不良となった又は学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるときは、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができることとする。

(2) 学資支給基金の創設等

①学資支給基金

学資の支給の業務に要する費用に充てるため、学資支給基金を設けることとする。

②区分経理

学資の支給に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととする。

2. 施行期日

平成29年4月1日